

青森県小児科医会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は青森県小児科医会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と小児医療の充実及び地域医療の向上をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成する為、次のことを協議運営する。
- 1) 会員相互の親睦。
 - 2) 医療情報の交流。
 - 3) 医学学術の研修。
 - 4) 社会保障と医療条件の向上。
 - 5) 地域医療及び保健の推進。
 - 6) その他、必要な事項。

第二章 会員及び役員

- 第4条 本会の会員は青森県在住の小児科医にして本会の趣旨に賛成するものとする。
- 2) 本会に入会しようとするときは、役員会の承認を得ることとする。
 - 3) 退会しようとするときは本会に届け出ることとする。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- 会長1名、副会長4名、理事若干名、監事2名
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 理事は役員会の協議決定事項に基づき会務を処理する。
 - 4) 監事は会務を監査する。
- 第7条 役員は総会に於て選出する。
- 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第8条 本会は顧問を置くことができる。

第三章 会議と運営

- 第9条 会議は総会及び役員会とする。
- 総会は年1回定時総会及び臨時総会とする。
- 総会は会長が招集し、議決は出席者の多数決とする。
- 2) 役員会は会長が招集する。議決は多数決による。

第四章 会 計

- 第10条 本会の会計は会費、その他の収入をもっててて、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第五章 会則の変更

- 第11条 会則の変更は総会の議決を経て変更することが出来る。

(附則)

- 本会の会則は昭和58年7月2日より施行する。
- 2) 会費は年額5千円とする。
- 3) 会費は年額A会員12,000円、B会員6,000円とする。
 - 4) 会費は80歳までとし、80歳を越える年度より免除する。
3ヶ月以上を越える長期療養にて休院している者は会費を免除する。
 - 5) 慶弔規定として、本人及び配偶者の訃報には香典を1万円と弔電をする。その他は会長判断に委す。
- 尚、4)、5)については平成17年5月28日からとする。
- 6) 第5条の規約改正は平成25年6月29日からとする。
 - 7) 附則3)の規約改正は令和元年7月20日からとする。